

第5章 各分野に共通する施策の展開



道では、第1章から第4章で掲げる「地球環境の保全」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「地域環境の確保」という4つの政策分野に対して、横断的・共通的に関わる施策を推進しています。

また、施策の推進に当たっては、「環境教育等行動計画」等の関連計画等との調和を図りながら取り組んでいます。

＝ 1 環境に配慮する人づくりの推進

(1) 環境教育の推進・環境にやさしいライフスタイルの定着

平成26年（2014年）3月に道が策定した「北海道環境教育等行動計画」では、「道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める」ことを目指す方向として掲げており、道民、事業者、民間団体、行政等の各主体が連携しながら環境保全の取組を進めるとともに、その基盤となる「人づくり」の推進に取り組むこととしています。

ア 人材の育成・効果的な活用

道では、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムや、指導者の育成を行う「環境の村事業」を実施しています。令和2年度（2020年度）は、環境保全活動の実践へと結びつくような「エコロジーワークショップ」や「エコサロン」等を開催し、計36人が参加しました。

また、野幌森林公園（道立自然公園）の自然ふれあい交流館では、「ボランティア・レンジャー育成研修会」を実施し、人と自然との橋渡し役をする自然解説員の育成を行いました。

このほか、道では、地域の民間団体等による自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「北海道地域環境学習講座『eco-アカデミア』」を実施しており、令和2年度（2020年度）は10回講師を派遣し、357人が参加しました。

イ 環境配慮行動の意識付け等

◆地域環境学習普及事業

地域における環境教育・環境保全活動を進めるため、各（総合）振興局が主体となり、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、市町村等と連携して、環境学習バスツアーや自然体験教室などを行う「地域環境学習普及事業」を実施しており、令和2年度（2020年度）は、14振興局において、計22事業を行いました。

◆キッズISO14000プログラム

道内企業等（下表）から支援を受け、子どもたちが主役となって家庭の省エネルギー等に取り組む環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム」を、NPO法人国際芸術技術協力機構（ArTech）と共同で実施し、令和2年度（2020年度）は11市町村、11小中学校、196の児童生徒教員が参加しました。

■令和2年度協力企業一覧

事業者名	所在地	事業者名	所在地	事業者名	所在地
株式会社アミノアップ	札幌市清田区	サンフロア工業株式会社	岩見沢市	有限会社原田工務店	八雲町
イオン北海道株式会社	札幌市白石区	株式会社菅原組	函館市	株式会社ブリ・プレスセンター	札幌市中央区
石上車輛株式会社	札幌市清田区	株式会社ズコーシャ	帯広市	株式会社北翔	江別市
岩倉建設株式会社	札幌市中央区	生活協同組合コープさっぽろ	札幌市西区	北土建設株式会社	札幌市中央区
岩田地崎建設株式会社	札幌市中央区	株式会社田中組	札幌市中央区	株式会社北海道エコシス	帯広市
株式会社AIRDO	札幌市中央区	株式会社中山組	札幌市東区	株式会社マテック	帯広市
恵庭建設株式会社	恵庭市	西江建設株式会社	帯広市	宮坂建設工業株式会社	帯広市
大野土建株式会社	士別市	株式会社日興ジオテック	旭川市	株式会社山内組	更別村
株式会社小野寺組	釧路市	日本製鉄株式会社	室蘭市	山本建設株式会社	稚内市
株式会社コサイン	旭川市	株式会社ネクサス	帯広市	よつ葉乳業株式会社	札幌市中央区
株式会社櫻井千田	奈井江町				

*敬称略、五十音順

◆その他の取組

道では、子どもたちが身近な場所で楽しみながら環境について学ぶことができる環境教育プログラム「エコキッズ・アクションプログラム集」を下記のページで公開しています。

(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/ecokids_actionprogram.htm)

また、子どもたちの環境保全の取組を支援する「こどもエコクラブ」事業など、国等の環境教育の取組や各種啓発事業への積極的な参加を呼びかけました（下表）。

■各種啓発事業への道内における参加状況

年度 区分	H30		R1		R2	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
こどもエコクラブ	24	686	25	736	21	675
全国水生生物調査	6	271	5	231	中止	

ウ 学校教育における環境教育等の推進

◆環境教育の推進

小・中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校では、子どもたちが環境を大切にす
る気持ちをもつとともに、環境問題を自ら考え、環境に配慮した行動を実践できるようにする
ため、発達の段階に応じて、各教科や特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間など
に教育活動全体を通じた環境教育に取り組んでいます。

《古平町立古平中学校における「海洋教育パイオニアスクールプログラム」の取組》

古平町立古平中学校では、令和元年度（2019年度）から「海洋教育パイオニアスクールプログラム」地域展開部門の指定を受け、「海のまち古平を愛し、将来を切り拓く人材の資質・能力の伸長を図る」ことを目標とし、郷土のよさについて再認識するとともに、課題解決に向けた学習を通して、「気付き・考え・行動できる」生徒の育成を図る教育活動に取り組んでいます。

取組の柱の1つに「海洋と未来」を位置付け、海洋環境の保全に向け、全校で海浜清掃活動を実施しています。この取組を通して、生徒たちからは、「毎年たくさんのゴミがあることに驚きます。清掃活動を続けていくことが大切だとは思いますが、清掃活動をしなくてもよい世の中になるといいと思います。」「古平の海にもプラスチックゴミが多くなってきたと思います。マイクロプラスチックの影響も学んだので、少し心配になります。」など、「海を守る」という視点での感想が見られました。

また、令和2年10月に千歳市で行われた「海洋教育パイオニアスクールプログラム」全道成果発表会では、地域の課題として、環境の変化が産業に大きく影響を与えていることや、海洋ゴミやマイクロプラスチックなどによって海洋汚染が深刻化していることなどを発表するとともに、他校の実践発表や意見交換会等を通して、海洋環境の保全等についての理解を深めました。

■「海浜清掃」の様子



■「全道成果発表会」の様子



◆エコスクールの取組の推進

学校施設は、数が多く面積も大きいいため、二酸化炭素の排出量など環境に対する負荷は小さくありません。

また、学校は、次代を担う子どもたちにとって身近で、地域に必ず存在する施設であり、学校における環境教育の取組などは、子どもたちだけでなく、その地域に対しても種々の影響を与えることから、学校施設整備において、積極的に環境への影響を意識し、我が国の温室効果ガスの削減目標に貢献するとともに、健康や周辺環境との調和など広義の環境負荷の低減を図り、学校施設を教材として活用した環境教育を推進することを目的とした「エコスクール（環境を考慮した学校施設）」の取組が求められています。

そのため、道内の公立学校においては、校舎や屋内体育館の改築事業などを実施する際に、内装に道産材等の木材を活用し、木質化による暖かみのある空間を創出しているほか、令和2年度（2020年度）末現在、高等学校20校、特別支援学校8校の屋上等に太陽光パネルを設置し、発電した電力を活用することで化石燃料を削減し、環境負荷の低減を図っています。また、こうした発電の状況を環境教育に活かす取組などを行っており、平成10年度（1998年度）

から令和2年度（2020年度）末までに、幼稚園1校、小学校90校、中学校36校、義務教育学校2校、中等教育学校2校、特別支援学校8校の計139校が国のモデル事業認定校に指定されています。

《道内における環境保全活動、各主体の協働、環境教育の取組の状況》

環境教育の推進にあたっては、個人、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、行政等の各主体が相互に協働して取り組むことが大変重要であるため、「北海道環境教育等行動計画」では、道内における環境保全活動、協働取組、環境教育の優良取組事例を取りまとめ、情報提供することとしています。

道内の環境教育等の優良取組事例の取りまとめ

北海道環境教育等推進懇談会の委員と市町村等の協力を得て、道内における環境教育等の優良取組事例を収集し、「環境教育等の優良取組事例集」として取りまとめ、道のホームページに掲載しています。

取組事例の趣旨	取組事例数
環境教育	383
環境保全活動	231
協働取組	234
環境保全意欲の増進	199

取組事例の実施主体	該当数
市町村	300
学校	131
NPO・地域団体	130
関係機関・団体	104
事業者	61
国や道	52

※取組事例によっては複数該当あり

(環境政策課の環境教育のページ)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kankyokyoiku.htm>

協働の事例：環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座

学校や地域における環境教育等の担い手を育成するため、北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道環境財団及び北海道環境教育推進協議会等の協働により、平成26年度（2014年度）から環境教育等の機会の場で活用できる「知識の習得」と「体験」を重視した実践講座（研修）の開催に取り組んでいます。また、指導者の育成や指導者のネットワーク構築に向けて、令和3年（2021年）1月にオンラインによるワークショップ形式で開催した実戦講座では、15名の参加があり、環境教育を野外で行う際に活動に参加者の安全をどのように確保するかなどを学びました。

■環境教育に関する講義



■ワークショップ



エ 道民の「環境にやさしいライフスタイル」の確立

道では、毎年7月を道民環境行動月間、5月、7月、10月、1月の第2日曜日をそれぞれ春・夏・秋・冬の「道民環境の日」と定め、道民の皆さんに環境行動の実践を呼びかけています。

また、日常生活における身近で環境にやさしい行動の事例、積極的に環境行動に取り組もうとする事業者・団体等にとって参考となる情報などを「道民・事業者のための環境行動の手引き」としてまとめ、道民の皆さんの取組を促進しています。

◆環境に配慮したイベント（エコイベント）の推進

道内では、展示会や式典、お祭りなど様々なイベントが行われています。これらは、情報の発信や地域間交流などに有効である一方、エネルギーや資源の消費、廃棄物の発生など、環境へ負荷を与える側面があります。

このため、道では、イベントの開催に伴う環境負荷の低減を図るとともに、環境に配慮したイベント（エコイベント）の開催を通じて環境意識を向上させ、取組の促進につなげていくため「北海道エコイベント指針—イベントにおける環境配慮のスズメー」を作成し、配慮すべきポイントをまとめています。主催者や参加者の立場からチェックできるシートを掲げ、この活用により、エコイベントとなるよう、道民の皆さんに呼びかけています。

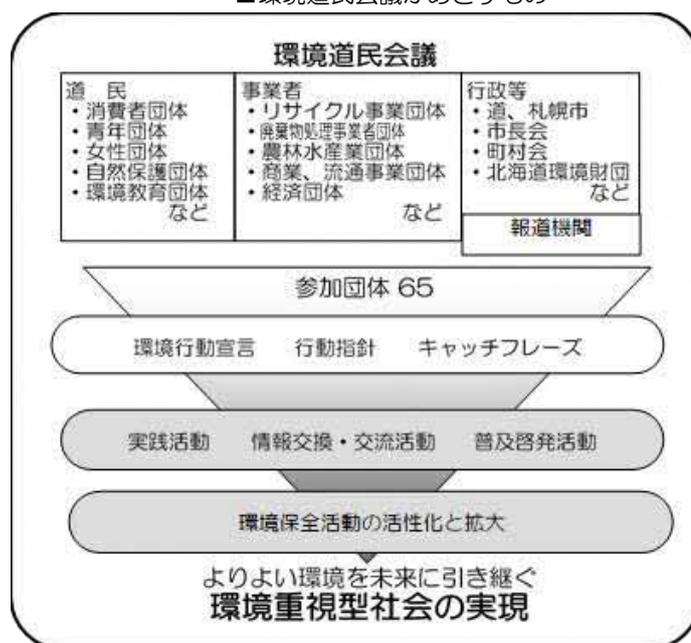
(2) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

道では、自発的な環境保全活動を促進するため、住民団体等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「北海道地域環境学習講座『eco-アカデミア』」を実施したほか、道民、事業者、行政など様々な主体間の連携を進めるための事業や、公益財団法人北海道環境財団を通じた民間団体等への活動支援などを進めています。

ア 環境道民会議

環境道民会議は、道民・事業者・行政が連携して積極的に環境保全活動の取組を推進し、北海道環境基本計画の目指す環境重視型社会を実現することを目的に平成10年（1998年）に設置され、令和3年（2021年）3月末現在で、66団体が参加しています。令和2年度（2020年度）は気候変動をテーマとしたウィンターミーティングを開催し、ポストコロナ時代の気候変動対策について学ぶとともに、参加者による意見交換が行われました。

■環境道民会議がめざすもの



イ 企業との協定による事業の実施

道では、環境に関心の高い企業等と環境保全等に関する協定を締結し、様々な事業を協働で実施しています。

◆アサヒビール株式会社（協定締結平成 21 年（2009 年）4 月）

アサヒビール株式会社との協働事業では、知床世界自然遺産及びラムサール条約湿地の保全活動に取り組む団体を支援しており、令和2年度（2020年度）は「鶴の恩返しキャンペーン」を展開しました。

■寄附金報告及び次期取組発表会での記念撮影



◆北海道コカ・コーラボトリング株式会社（協定締結平成 21 年（2009 年）11 月）

北海道コカ・コーラボトリング株式会社との協働事業である「北海道e-水（イーミズ）プロジェクト」では、水辺の環境保全活動に取り組む道内の団体等を支援しており、令和2年度（2020年度）は16団体に助成を行ったほか、11月に助成団体による活動報告などを行う「北海道e-水フォーラム」をオンラインで開催しました。

北海道e-水フォーラム



◆株式会社サッポロドラッグストアー（協定締結平成 22 年（2010 年）12 月）

株式会社サッポロドラッグストアーとの協働事業では、地球温暖化防止をテーマとした環境教室等の活動を支援しており、令和2年度（2020年度）は、道内の小学校で、計2回、46名に対して環境教室を実施しました。

■環境教室の様子



◆株式会社アドバコム（協定締結平成 30 年（2018 年）2 月）

株式会社アドバコムとの協働事業では、子どもたちの環境意識の醸成に向けて、令和2年度（2020年度）は、子ども環境情報紙「エコチル」（全道版）の毎号において、巻頭特集の監修を行いました。

■子ども環境情報紙「エコチル」



◆日本航空株式会社

株式会社日本航空と道との包括連携協定では、北海道の環境保全の分野において、タンチョウなどの希少野生動物種の保護など生物多様性保全への協力が掲げられており、令和2年（2020年）12月と令和3年（2021年）1月に実施したタンチョウ越冬分布調査にJALの職員も参加し、釧路管内のタンチョウの飛来数をカウントしました。

■タンチョウ越冬分布調査の様子



ウ 環境保全活動功労者の表彰

地域において、環境保全推進のため長年にわたり献身的な活動を続け、その事績が顕著な個人または団体に対して知事感謝状による表彰を行っており、令和2年度（2020年度）は、4団体・2個人を表彰しました。

■令和元年度環境保全活動功労者表彰（知事感謝状）被表彰者一覧 ※敬称略

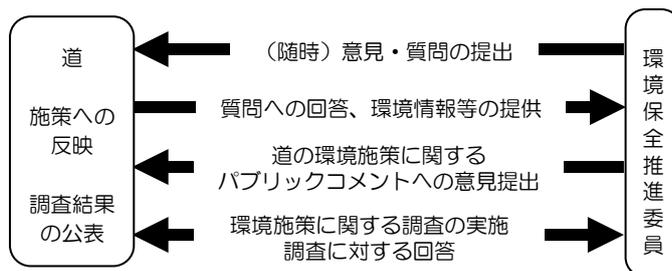
団体名又は氏名	（総合）振興局	市町村	区分
らぶちゃん街道安全運転を願う会	後志	蘭越町	団体
松前町内会連合会	渡島	松前町	団体

エ 環境保全推進委員制度

環境保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映するため、「北海道環境基本条例」に基づき環境保全推進委員制度を設けています。

委員は、地域において環境情報などを収集して、自ら環境保全に資する行動に取り組むよう努めるとともに、道の環境施策に対する意見等を提出することとなっており、現在、公募により50名の方を委員として委嘱しています（下図表）。

■環境保全推進委員制度のしくみ



■環境保全推進委員の連携地域別構成

連携地域名	委嘱人数
道 央 圏 空知、石狩、後志、胆振、日高	24
道 南 圏 渡島、檜山	6
道 北 圏 上川、留萌、宗谷	13
オホーツク圏 オホーツク	2
十 勝 圏 十勝	3
釧路・根室圏 釧路、根室	2
計	50

※令和3年3月現在

オ 公益財団法人北海道環境財団

民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、平成9年度（1997年度）に設立された公益財団法人北海道環境財団は、環境情報の提供や環境保全活動への支援、各主体間のパートナーシップ形成の拠点となる「北海道環境サポートセンター」の運営など、様々な取組を行っており、道では、こうした同財団の取組を支援しています。

《環境活動のナビゲーター「公益財団法人北海道環境財団」の主な取組》

(公財)北海道環境財団では、地域での環境保全活動を促進するため、北海道が指定する「北海道地球温暖化防止活動推進センター」としての活動のほか、情報や環境学習の機会の提供、地域主体と企業等が連携した保全活動の支援や協働モデル事業の実施など、様々な取組を進めています。

◎湿地フォーラム

当財団を含む北海道湿地フォーラム 2020 実行委員会で、アサヒビール「鶴の恩返しキャンペーン」寄付金等を活用し、令和2年(2020年)10月に2日間にわたり北海道湿地フォーラム『スイッチスイッチ～僕らは湿地でできている』を実施しました。この分野の第一人者を揃えて様々な視点で湿地を考えるサイエンスセッションを行ったほか、湿地を守り育み、その恵みを将来に渡って享受できるよう幅広い層に訴えるため、タレントを起用したエンターテイメントセッションも実施しました。当日の様子は、以下の実行委員会のホームページにて公開しています。



<https://www.hokkaidoramsarnetwork.com/hokkaido-wetland-forum>

◎地球温暖化防止活動の推進、啓発活動

身近な生活環境の中で地球温暖化防止の取組を広げていくため、環境学習プログラムの作成と普及活動に取り組んでいます。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、



北斗市立石別小学校において「地球温暖化ふせぎ隊」の出前環境教室をオンラインで開催しました。活動の様子は隊員ブログにて紹介しています。



また、地域において地球温暖化防止活動を普及、啓発する「北海道地球温暖化防止活動推進員」の活動をお知らせするため、その活動実績や紹介動画を以下のホームページで公開しています。

<http://www.heco-spc.or.jp/suishinin/top.html>

◎Do Your Part!～国立公園・世界自然遺産カーボン・オフセットキャンペーン～

国立公園の豊かな自然にふれ、環境に負荷をかけずに自然と共生する社会の実現に向けた行動を呼びかけるキャンペーンを展開しています。賛同の事業者・団体の皆様と連携・協力のもと、道内外の国立公園内の施設等で排出されるCO₂をカーボン・オフセットするとともに、ボーイスカウトの子どもたちなどの自然体験や地球温暖化防止に向けた活動を支援しています。

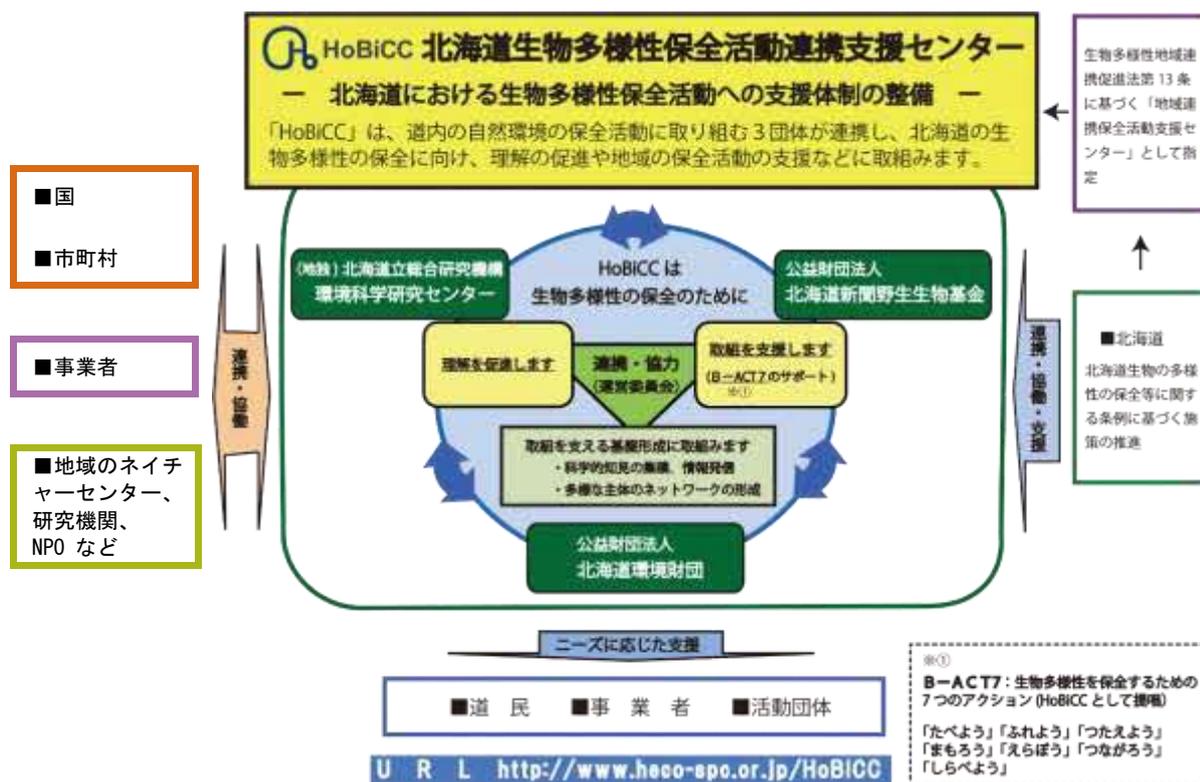


カ 北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）

生物多様性の保全を推進するためには、道や市町村、NPO、事業者、各分野の専門家など、様々な主体がネットワークを構築し、活動を進めていくことが重要です。

こうしたネットワークを形成し、地域の保全活動等を支援するため、公益財団法人北海道新聞野生生物基金、地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター及び公益財団法人北海道環境財団の3団体により平成26年（2014年）に「北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）」が設立されました。

道では、HoBiCCを生物多様性地域連携促進法に基づく生物多様性保全活動連携支援センターに指定しており、HoBiCCでは、①生物多様性の保全に対する認知と理解の促進、②地域での生物多様性の保全活動等への支援、③多様な主体間の連携の促進、④生物多様性に関する科学的知見の集積と提供、⑤生物多様性の保全に必要な人材の育成などに取り組むこととして、令和元年度（2019年度）は、北海道の生物多様性保全活動を支援する北洋銀行「ほっくー基金」助成事業の事務局を担うほか、特定外来生物セイヨウオオマルハナバチの捕獲登録システム「新セイヨウ情勢」を運用するなど、生物多様性の保全に向けた支援や普及啓発を行いました。



二 2 環境と経済の好循環の創出

(1) 環境に配慮した事業活動の推進

生産や流通など社会の中で大きな役割を担う事業者の活動においては、法規制の遵守に加え、製造段階から環境に配慮し、廃棄の際にリサイクルしやすい製品の製造、低負荷型の製造方法や流通手段の取り入れなど、環境への負荷を積極的に減らすことが重要です。

また、事業者や組織が導入する環境管理システムには、国際規格である ISO14001 に加え、ISO14001 に比べて中小企業が導入しやすい「北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）」や環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション 21（EA21）」の認証制度があり、この 3 つの制度の認証取得事業所数は、令和 2 年度（2020 年度）末現在、合計で 520 となっています。

このほか、企業の立地等に際し環境に大きな影響を及ぼすおそれがある場合、道は必要に応じ関係市町とともに事業者と公害防止協定を締結し、環境に配慮した事業活動を求めています。

令和 2 年度（2020 年度）末現在、道、苫小牧市と事業者との 3 者協定を 17 事業所と、苫小牧東部工業地域に関連して、道、苫小牧市、千歳市、安平町、厚真町、むかわ町と事業者との 7 者協定を 9 事業所と、石狩湾新港地域に関連して、道、札幌市、小樽市、石狩市と事業者との 5 者協定を 1 事業所と締結しており、関係市町と連携して協定に基づく監視、助言、指導を行うことで地域の環境保全対策を推進しています。

ア 北海道グリーン・ビズ認定制度

道では、環境保全に貢献している事業所等の取組を認定（登録）する「北海道グリーン・ビズ認定制度」を平成 20 年度（2008 年度）に創設しました。 ■優良な取組部門シンボルマーク

この制度には、他の模範となる優れた取組を認定する「創意あふれる取組部門」や CO₂等の排出量削減の数値基準を達成した取組を認定する「先進的な取組部門」があり、令和 2 年度（2020 年度）までに、56 事業所を認定しました。

このほか、自主的な取組を実践している事業所を広く登録する「優良な取組部門」があり、令和 2 年度（2020 年度）末現在、1,422 事業所等が登録されています。

認定（登録）された事業所等は、金融機関から融資を受ける時や私募債を発行する際に金利の優遇を受けられるほか、シンボルマーク（右図）の使用や、道のホームページ等で紹介されるなどのメリットがあります。



イ 道が行う事務・事業等における環境配慮の推進

道は、自らも事業者であることから、率先して様々な環境配慮の取組を進めています。

◆実行計画期間中の温室効果ガス排出量

道では、事務・事業の実施に際し、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民や事業者の取組の促進を目的として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 12

年度（2000年度）から「道の事務・事業に関する実行計画」を策定し、環境配慮の取組を進めています。

実行計画は概ね5年ごとに改定し、平成28年度（2016年度）から第4期の実行計画に基づく取組を行っています。

○第4期実行計画の概要

計画期間は平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）とし、令和2年度（2020年度）における温室効果ガス排出量を、基準年度（平成26年度（2014年度））に比べて、二酸化炭素換算で1万6,000トン（5.4%）削減することとしています。

なお、令和元年度（2019年度）の排出量は25万2,523トンで、基準年度に比べ4万4,555トン（15.0%）減少しました。

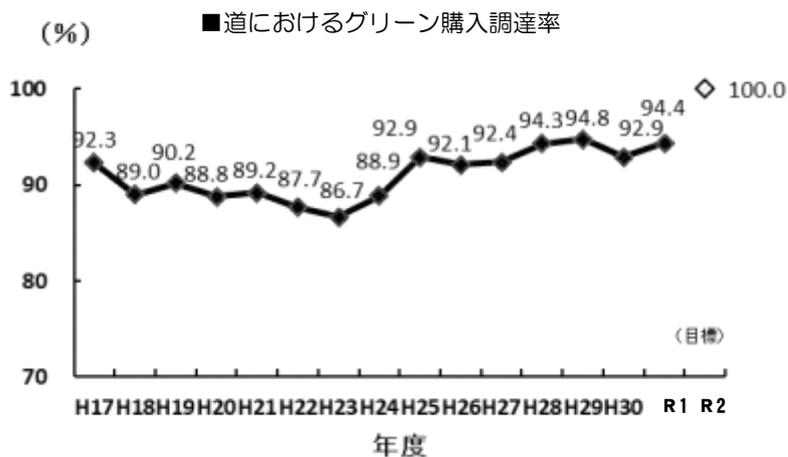
■温室効果ガス排出量の削減目標（単位：t-CO₂）

平成26年度（2014年度） 温室効果ガス排出実績 A	削減目標 B	令和2年度（2020年度） 温室効果ガス排出目標 C=A-B
297,100	16,000（5.4%）	281,100

◆グリーン購入の推進

道では「グリーン購入の推進」のため、環境配慮型製品の優先的購入を進めており、平成13年（2001年）に策定した「北海道グリーン購入基本方針」及びその具体的指針として毎年度定める「環境物品等調達方針」により、環境物品等を積極的に調達しています。

今後も、道自らが率先してグリーン購入に取り組むことにより、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの確立に向けた道民や事業者の意識喚起や環境物品等への需要の転換を図ります。



■「北海道グリーン購入基本方針」のしくみ

<p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮型製品の優先的購入など ○ 環境負荷の低減に資する物品・役務の調達方針を作成、調達を推進（グリーン購入法による努力義務） 	
<p>【適用範囲】 道のすべての機関に適用</p>	
<p>【基本原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を使用していること ○ 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと ○ 使用後にその全部又は一部の再使用または再利用がしやすいことにより、廃棄物の発生を抑制できること ○ その他環境への負荷の低減に資することができるものであること ○ 調達の必要性・適正量の事前検討により調達総量を抑制すること ○ 不要な機能・品質を有する物品は調達しないこと 	
<p>【環境物品等調達方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年度、調達方針を作成・公表 ○ 調達方針に基づき、調達を推進 ○ 調達実績の取りまとめ 	<p>— 年度ごとの環境物品等調達方針 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 紙類、文具類、OA機器、作業服等の特定調達品目 <ul style="list-style-type: none"> ・R1年度：21分野276品目及び「北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド」 ・R2年度：22分野275品目及び「北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド」並びに「道産木材製品」 ○ 判断基準（調達に当たっての判断基準） ○ 配慮事項（調達に当たって配慮することが望ましい事項）
<p>【公表】 道のインターネットホームページ等による公表 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/green/greentop.htm</p>	<p>【推進組織】 グリーン購入調達推進連絡会議 （各部等の代表主査で構成）</p>

◆公共事業等の計画または実施段階での環境配慮

公共事業等の計画又は実施に当たっては、環境負荷の低減など環境に配慮する必要があるため、道では、排出ガス対策型建設機械の使用や混合セメント（生産工程において二酸化炭素の排出が、一般のセメントより少ないセメント）利用など、建設工事における温室効果ガス排出削減に係る取組の継続と建設廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用などを推進しています。

◆環境に配慮した契約の取組

平成19年（2007年）に制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）では、地方公共団体においても環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約（環境配慮契約）の推進に努めることとされています。

道では、これまでも環境に配慮した取組を進めてきたところですが、平成26年（2014年）3月に「道における環境配慮契約への対応方針～効果的な導入のあり方～」を定め、取組を進めています。

(2) 環境と調和した産業の展開

ア 環境と調和した農業の展開

道では、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進めるため、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業やそれらを基本的に使

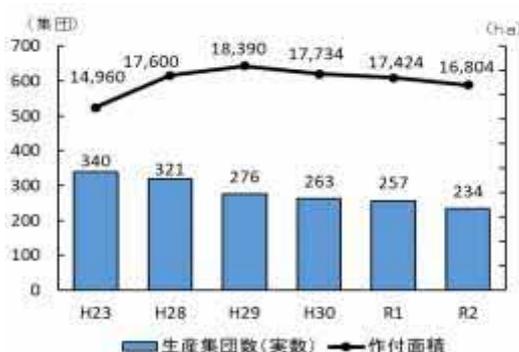
用しない有機農業を推進しています。

このため、化学肥料・化学合成農薬の低減や、有機農産物の安定生産に向けた技術などの開発・普及を進めるとともに、一定の基準を満たした農産物にYES!cleanマークを表示し、詳しい栽培情報を消費者等にお知らせする「北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度」を平成12年（2000年）に創設しました。平成16年（2004年）からは、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数を数値化した基準等を定めるとともに、平成23年度（2011年度）には、YES!cleanマークの表示対象をYES!clean農産物を原材料とした加工食品にも拡充し、一層の生産及び流通・消費の拡大を推進しています。



なお、この制度に登録している生産集団は令和2年度（2020年度）で234集団、作付面積は16,804haで生産の拡大に向けた技術の開発・普及や消費者・流通販売業者へのPR活動等に積極的に取り組んでいます。また、有機農業については、理解の促進や販路拡大を図るためのPR、生産者と消費者の交流イベントの開催などに取り組むほか、国が定めた全国共通の生産基準をクリアし、第三者機関が検査・認証する有機JAS制度についても、その普及啓発を図っており、令和2年度（2020年度）で300戸が有機JAS認証を取得しています。

■YES!clean表示制度登録生産集団及び作付面積



■有機JAS認証農家戸数及び作付面積



イ 環境と調和した林業の展開

北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林とトドマツやカラマツなどの人工林で構成され、水源の涵養や土砂の流出防止など、様々な公益的機能を有していることから、道ではこれまでも適切な森林づくりに取り組んできました。

森林は、成長する過程で光合成により二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しています。また、住宅や家具として木材を利用することで炭素を長期に固定するとともに、化石燃料の代替として木質バイオマスを供給するなど、地球温暖化の防止に役立っています。

森林の整備にあたっては、森林所有者、関係事業者、行政機関がそれぞれ環境に配慮する必要があることから、道では、「生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の手引き」を作成するとともに、市町村森林整備計画において、生物多様性の保全に特に配慮するゾーンを設定する際の参考資料として、「生物多様性ゾーンの設定について」を作成し、市町村に周知してい

ます。

さらに、独立した民間の第三者機関が、一定の基準により環境に配慮した森林経営が行われている森林を認証する「森林認証制度」の取組が道内に広がっており、令和3年（2021年）3月末における道内の認証森林面積は約145万haと、道内の森林面積の約26%、全国の認証森林面積の約58%を占めています。

ウ 環境と調和した水産業の展開

水産資源の生育の場である水域環境の適切な保全や循環型社会の構築に向け、環境と調和した水産業の展開が求められており、海域の水質保全や土砂、流木の流入による漁業への被害の未然防止を図るため、各地域に設置されている「流域協議会」などで協議が進められるとともに、環境生態系の保全を図るため、藻場や干潟等の保全活動等を行う活動組織に対して、支援を行っています。

さらには、循環型社会構築のため、水産系廃棄物の適正処理と循環利用を促進しています。

エ 環境と調和した観光産業の展開

道では、豊かな自然環境を道民の貴重な財産として損なうことなく守り育てながら、自然とのふれあいを大切にする北海道らしい観光地づくりを進めるため、アウトドア観光やグリーンツーリズムなど地域の自然を活かした体験型観光を促進するとともに、観光地における環境美化など環境にやさしい観光地づくりを推進しています。

そのため、アウトドア資格制度に基づく講習会や体験型観光のPRなどを実施するとともに、地域における美化活動に対する支援や環境に関する意識・マナーの普及、啓発に取り組んでいます。

(3) 環境ビジネスの振興

道では、環境ビジネスの創出・育成を推進するため、第2期北海道環境産業振興戦略に基づき、重点的に取り組む分野としてスマートコミュニティ関連及びリサイクル関連、省エネルギー関連の3分野を設定して施策を展開しています。

環境産業関連製品技術開発振興事業などによるスマートコミュニティや環境産業関連の技術開発・製品開発に対する補助金、環境産業振興総合対策事業などによる環境産業への参入促進と販路拡大に向けた支援を行うとともに、リサイクル産業創出事業補助金のほか、北海道産業振興条例に基づく製品開発支援等に特定産業分野枠（環境・エネルギー産業など）を設け、中小企業の競争力の強化に向けた助成を行うなど、環境・エネルギー産業への支援を実施するとともに、関係者の連携強化や施設整備の促進、各種情報の提供等に対する支援を通じ、環境ビジネスの振興を図っています。

また、大気浄化や土壌・水質の改善といった環境分野でのニーズが顕在化している中国やASEANに道内企業がビジネス進出するための足がかりとなるよう、様々な機会の創出に努めています。

令和2年度（2020年度）には、道内企業と中国企業・ベトナムとのオンライン商談会の開催や、道内企業のシーズ集や企業PR動画活用し、今後の商談や技術協力の意向等を調査するなど、道と中国及びベトナムのビジネスマッチングを通して、道内企業の海外展開支援を行っています。

＝ 3 環境と調和したまちづくり

環境重視型社会を構築していくためには、地域住民の生活基盤である「まち」にも環境への負荷を低減する仕組みを取り入れることが重要であり、従来の機能性、合理性を優先させた「まちづくり」の手法に、環境の視点を加え、より環境への負荷の少ないまちづくりや地域づくりを進めていくことが求められています。

国では、良好な都市環境の形成に向けた総合的、体系的な計画である「都市環境計画」を市町村が策定することを推進し、道内では、帯広市と北見市が環境共生モデル都市の指定を受けており、平成20年度（2008年度）には、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に、国内の13都市が選定され、道内からは帯広市と下川町が選ばれて取組を実施しているほか、平成26年（2014年）3月には、ニセコ町が「国際環境リゾート都市・ニセコスマートチャレンジ86」を提案し、追加選定されています。

さらに、国は「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」をコンセプトに「環境未来都市」を選定しており、平成23年（2011年）に、公共施設への木質バイオマスボイラーの導入やカーボン・オフセットの取組の推進など、全国に先駆けた環境政策や超高齢化に対応した低炭素型都市構想が評価を受け、下川町が選定されています。

また、国が進める「ゼロカーボンシティ表明」に賛同し、2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを旨を公表した道内の市町村数は、令和3年（2021年）3月末現在で10市町となり、道内においても、「脱炭素」の観点に立った持続可能な地域づくりが進められています。

(1) 環境に配慮した住まいづくり

民生（家庭）部門の二酸化炭素排出割合が全国と比較して高い本道においては、住まいづくりにおける環境への配慮が重要です。

このため、「北海道住生活基本計画」に基づき、省エネ性能の見える化や省エネリフォームの推進、建築物省エネ法への対応など、環境に配慮した住宅施策を総合的に推進しています。

また、昭和63年度（1988年度）から、産学官の連携により、北国の気候風土に適した住まいである北方型住宅の普及推進に取り組んでおり、平成26年度（2014年度）からは、北方型住宅を支える仕組みとして、一定の断熱性能を有するなど住宅の基本性能の確保や断熱、気密などに関する技術者の所属など一定の要件を満たす住宅事業者を登録する「きた住まいる制度」の運用を開始し、良質な住宅ストックの形成（住宅全体の質の向上）を図っています。

このほか、公営住宅では、地域材を活用した木造公営住宅の整備など環境に配慮した取組を進めています。

(2) 土地利用に際しての計画

道民の生活や生産の共通基盤である道土（北海道の区域における国土）の総合的、計画的利用を図るため、「国土利用計画法」に基づき、「国土利用計画（北海道計画）」及び「北海道土地利用基本計画」を定めています。

国土利用計画（北海道計画）は、平成28年度（2016年度）に変更され、自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用等を基本として、道土の安全性を高め持続可能で豊かな道土を形成する土地利用を目指すものとしています。

北海道土地利用基本計画は、平成29年度（2017年度）に変更され、都市計画法や森林法、自然公園法等に基づく諸計画の上位計画として、総合調整機能を持つとともに、土地取引には国土利用計画法に基づき直接的に、開発行為には個別規制法を通じて間接的に規制する基準としての役割を担っています。

都市地域について、道では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のほか、土地利用、都市施設、市街地開発事業に関する都市計画の決定に当たり、あらかじめ環境への配慮が効果的に行われるよう計画の原案作成段階で十分な検討を行い、環境保全上著しい支障を生じるおそれがある場合には、所要の措置が講じられるよう関係市町等と調整しています。さらに、一定規模以上の道路や土地区画整理事業等については、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価を行い、環境保全に配慮した都市計画を決定しています。

(3) 土地の利用に際しての規制等

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の製造業等の工場を新設又は変更しようとするときには、「工場立地法」に基づき、工事に着手する日の90日（短縮申請により30日）前までに各市町村長に届け出るよう定められています。この場合、敷地面積に対する生産施設や緑地の割合等について定めた「工場立地に関する準則」に適合していなければなりません。

また、森林の無秩序な開発を防止し、森林の適正な利用を図るために、森林法に基づく林地開発許可制度があり、1haを超える森林を開発する場合には、知事や権限移譲を受けた市町村長の許可を必要としており、開発行為により災害や水害が発生しないこと、水源涵養^{みん}などの機能や周辺の環境に著しい影響を与えないことなどを許可基準として定めています。

このほか、自然環境の保全や良好な生活環境の確保、災害の防止を図り、適正で合理的な土地利用を進めるため、道は「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」に基づき、ゴルフ場の数が3以上、又はその面積が当該市町村面積のおおむね1%以上を占める市町村においては、当分の間、新たなゴルフ場開発を基本的に認めないこととしています。

◆特定の開発行為の規制

道では、無秩序な開発による災害の発生を未然に防止し、環境の保全を図るため「北海道自然環境等保全条例」に基づき、1 ha以上のスキー場やキャンプ場等の建設、資材置場又は工場用地の造成及び土石の採取を知事の許可が必要な特定の開発行為として規制しています。

なお、許可に当たっては、森林の適正な保存、必要な防災施設の設置などについて許可基準に基づき審査するとともに、許可後の開発行為が適正に行われているかどうかについても監視等を行っています。また、許可の手続きが円滑に行われるよう事前相談や事前審査にも応じています。

■特定の開発行為に係る処理状況

区 分		許 可			事前 相談	事前 審査	完了 検査	監視 指導
		H30 年度	R1 年度	R2 年度				
ゴルフ場	件数	0	0	0	0	0	0	3
	面積	0	0	0				
スキー場	件数	0	0	0	1	0	0	0
	面積	0	0	0				
キャンプ場 等	件数	0	0	0	2	0	0	0
	面積	0	0	0				
複合施設	件数	0	0	0	1	0	0	0
	面積	0	0	0				
宅地の造成	件数	0	0	0	1	0	0	0
	面積	0	0	0				
資材置場・ 工場用地	件数	1	3	1	4	1	0	1
	面積	5	17	1				
土石の採取	件数	11	4	9	32	38	6	48
	面積	89	32	46				
合 計	件数	12	7	10	41	39	6	52
	面積	94	49	47				

※1 「許可」以外の区分は、令和2年度の件数

※2 面積単位：ha

※3 事前相談と監視指導については延べ件数

＝ 4 基盤的な施策の推進

(1) 環境影響評価制度の運用

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、事業者が道路やダム、鉄道、発電所の建設、さらに宅地開発やゴルフ場の造成などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について科学的な調査、予測、評価を行い、

その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴く手続きを通じて、事業の実施に伴う環境保全について適正に配慮されることを確保しようとする制度で、事業者自らが広範囲に集めた環境情報をもとに環境影響の回避・低減を図り、適切な環境保全措置を検討することを目的として行われるものです。また、事業者が十分な環境情報を収集し、環境への配慮を適切に行うためには、地域の環境に関して様々な情報を持っている道民の皆さんや専門家の方々からの意見が不可欠であり、道では、制度や手続過程に関する情報を、ホームページで提供しています。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm>)

なお、最近3年間に「環境影響評価法」及び「北海道環境影響評価条例」に基づき行われた手続の実施状況は、右上表のとおりです。

■道における環境影響評価手続の実施件数

区分	年度	H30			R1			R2			
		ス	配	方 準	ス	配	方 準	ス	配	方 準	
道 路											
発 電 所		4	2	4	6	3	1	1	13	2	4
そ の 他											
合 計	法律	4	2	4	6	3	1		13	2	4
	条例							1			

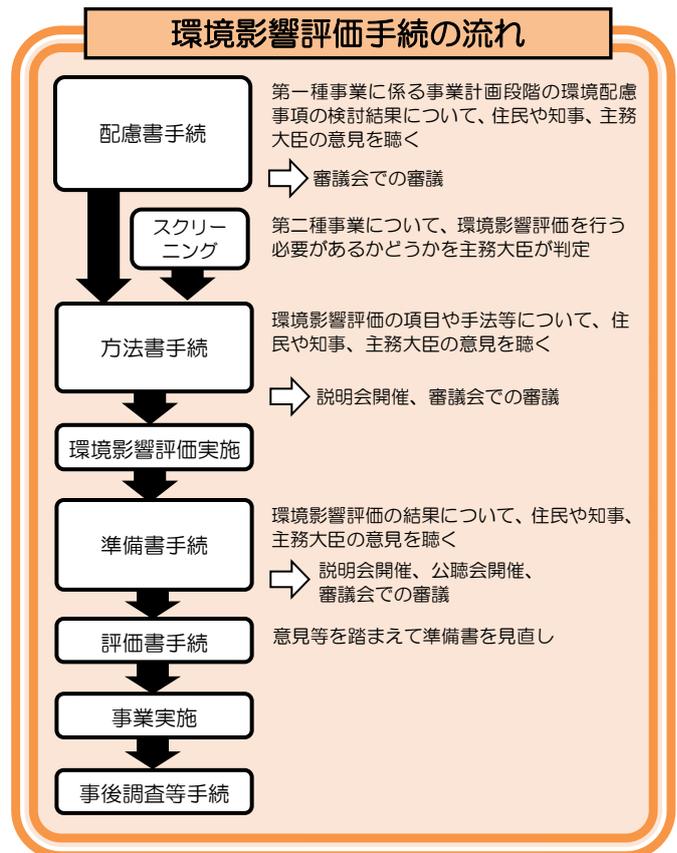
ス：スクリーニング 配：配慮書 方：方法書 準：準備書

※ 件数は、判定結果を通知または知事意見を提出した数

ア 環境影響評価法に基づく環境影響評価

「環境影響評価法」では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所の建設など13種類の事業を対象としています。このうち、規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第一種事業」と定め、環境アセスメント手続きの実施を義務づけています。また、「第一種事業」に準ずる規模の事業を「第二種事業」として定め、環境アセスメント手続きを行うかどうかを個別に判断することとしています（スクリーニング）。

同法に基づく環境アセスメントの手続きは概ね右図のとおりで、事業者は配慮書段階では計画段階での環境配慮事項の検討結果を、方法書段階では環境アセスメントを実施する項目や方法の案を、準備書段階では調査、予測、評価等の結果の案をとりまとめ、それぞれの段階で一般の方々の意見や関係都道府県知事、主務大臣の意見を聴き、それらを踏まえて図書の内容を見直し、最終的に環境アセスメントの結果をとりまとめた評価書を作成します。道知事が意見を述べるに当たっては、関係市町村長の意見や北海道環境影響評価審議会での審議結果等を踏まえることとしています。



イ 北海道環境影響評価条例に基づく環境影響評価

道では、昭和53年（1978年）に他の都府県に先がけて、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境配慮が適切かつ円滑に行われることを目的として、「北海道環境影響評価条例」を制定、運用しており、平成10年（1998年）には新たに制定された環境影響評価法との整合を図るため、全面改正を行いました。また、その後の同法の改正を踏まえ、同条例についても必要な改正を行っています。

同条例の対象事業は同法の対象事業に加え、レクリエーション施設などの事業も範囲としているほか、第二種事業については同法よりも小さな規模まで広げています。また、手続きについても、北海道環境影響評価審議会での審議や、準備書について道民が2回意見を提出する機会を設けるなど、本道の良好な環境が確保されるよう、条例独自の手続きが定められています。

(2) 環境に関する調査研究の推進（地方独立行政法人北海道立総合研究機構）

道では平成22年（2010年）4月、農業、水産業、林業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することを目的として、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を設立しました。

道総研は、これまで培ってきた研究成果や専門的な知見などを基に、強みである総合力を発揮して、「食」「エネルギー」「地域」の3つを取り組む研究の柱に設定し、外部機関との緊密な連携を図りながら、分野横断的な研究や実用化につながる研究開発などに取り組んでいます。

令和2年4月に、これまで道総研の複数の機関で取り組んでいたエネルギー、環境、地質分野を統括的にマネジメントし、地域社会を取り巻く様々な課題に総合的に取り組むため、工業試験場環境エネルギー部、環境科学研究センター、地質研究所が統合再編して、エネルギー・環境・地質研究所（以下「エネ環地研」）を設立し、環境分野に関する調査研究等については、エネ環地研が引き続き推進しています。

《エネ環地研における主な環境分野の取組》

エネ環地研では環境関連施策の推進や課題解決に向けて、再生可能エネルギーや省エネルギー、循環資源、生物多様性保全、地域環境保全、気候変動などに関する研究開発を進め、道や市町村などに対し、環境関連施策の基礎となる科学的知見を提供しています。

また、道民の皆様の疑問や技術的な課題等の解決のため、技術相談をはじめとする各種の技術支援にも積極的に取り組んでいます。

最近の研究開発の取組

エネルギーに関しては、再生可能なエネルギー資源である地熱やバイオマスの利活用技術の開発のほか、二酸化炭素に比べて温室効果係数が25倍である温泉に付随するメタンガスを燃料とするコージェネレーションシステムを用いて、発生する電気及び熱を農業ハウスなどで利用する研究など、施設や地域全体でのエネルギー利用を効率化するための技術開発などに取り組んでいます。

また、循環資源に関しては、海岸流木処理対策の効率化・迅速化のため、UAV（無人航空機）が撮影した画像を解析して漂着量を迅速に推計する技術の開発など、各種廃棄物の適正処理や再資源化・循環利用のための技術開発等に取り組んでおり、循環資源利用促進税事業の研究開発では、令和2年度から道内廃プラスチックの処理体制の実態把握や課題抽出等に関する調査研究を開始しました。

生物多様性保全に関しては、湿原や原生花園の再生、希少種の保護、外来種アライグマの防除に関する調査研究や、農村生態系の保全にむけた環境調査、エゾシカやヒグマの個体数管理、農業被害や人身事故等あつれき防止のための調査研究に取り組んでおり、平成30年度から令和2年度にかけて実施した重点研究では、非積雪期の牧草地においてエゾシカの効果的な捕獲を可能にする「草地適用型囲いわな」を開発したほか、令和2年度から3年度にかけて実施する道受託研究では、オホーツク地域の道有林を中心にヘア・トラップを設置し、採取したヒグマの体毛の遺伝子分析により個体数の推定を進めます。

地域環境保全に関しては、河川～湖沼～海域に係る水環境の保全、ヒトや生態系への環境リスクが懸念される物質（PM_{2.5}、有害大気汚染物質、ポリ塩化ビフェニル（PCBs）、農薬など）についての動態評価や、騒音・振動など生活環境の保全に関する調査研究に取り組んでいるほか、地質環

■ 海岸流木漂着量の推計技術の開発



撮影者：十勝総合振興局

■ 草地適用型囲いわな



境に関わる鉱山廃水や有害掘削残土の処理技術の開発にも取り組んでいます。

気候変動に関しては、産業、自然環境、自然災害、生活・健康などの様々な分野について、北海道における気候変動の影響に関する知見をまとめ、データベースとして整理しているほか、道民の生活や産業に密接に関連する「雪」に着目し、雪の変化の影響がどこでどのように現れるのか、その影響に対する適応策の計画立案手法の開発にも取り組んでいます。

■積雪調査の様子（中山峠）



監視指導

道が行う大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査における汚染物質の測定、分析等の監視業務を担っているほか、大気汚染や水質汚濁に関する低減方法の技術的助言や測定値に対する精度管理、行政職員への技術支援を行っています。

普及活動・技術支援

調査、研究、技術開発及び技術支援の成果を広く周知し、環境に関する知識を普及するため、研究開発成果発表会の開催、事業概要や研究開発等を取りまとめた報告書や広報誌の発行、ホームページでの情報発信のほか、道や札幌市などが開催する普及啓発イベントへの協力・出展などを行っています。

また、技術支援活動として、技術相談を始め、各種研修会やセミナーへの講師派遣、刊行物等の記事の依頼執筆、道内の教育機関への総合学習（環境教育）の教材の提供、依頼試験、設備使用、研修者の受入などを実施して、エネ環地研が有する技術や知見の提供に努めています。

さらに、大気や水質などの測定結果や野生動植物情報のデータベース化や、地理情報システム（GIS）データやリモートセンシング（人工衛星やUAV）による画像データ集積を進めており、これらの環境に係る各種データの提供にも取り組んでいます。

(3) 環境保全に資する国際的な取組の推進

今日の環境問題は一国だけで解決できるものではなく、国境を越えた取組が求められています。

道では、開発途上国等の環境保全に対する技術支援等を図るため、国とも連携を図りながら、専門職員の派遣や研修生の受入れなどを積極的に進めており、平成7年度（1995年度）からは国際協力事業団（JICA（現：独立行政法人 国際協力機構））等と連携して、開発途上国の行政官等を対象にした研修事業を実施しています。

(4) 環境情報の提供

道では、環境政策課のトップページ「ほっかいどうの環境」

（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/index.htm>）において、道の環境施策に関する最新情報やイベント等のニュース、近年の環境白書や環境関連の法律・条例・規則・計画、環境調査・観測結果のデータ、さらには、環境教育に関する啓発資材など、様々な情報を掲載しています。

また、環境情報メールマガジンの「北海道環境メッセージ」により、北海道の恵まれた自然環境保全の取組や気候変動対策、循環型社会の形成に向けた取組など、環境に関する最新情報や話題を月1回配信しており、令和3年（2021年）3月末現在の登録者数は5,675人となっています。

◆GIS（地理情報システム）の活用

GIS（地理情報システム）を活用することで、地理上の位置情報を手がかりに特定の地域の様々な環境情報を検索することが可能であり、人工衛星のデータ画像を利用するリモートセンシング技術の研究が進んだことにより、従来の航空写真では判別できなかった植生の違いまで解析できるようになりました。

道や道総研エネ環地研では、次の環境に関するGISをウェブサイトに掲載しており、野鳥をはじめ動植物の分布情報を入力し、地図を作製することができます。

GISで見る北海道の環境と資源	http://envgis.ies.hro.or.jp/index.html
Bird Base アジアの鳥類分布データベース	https://webgis.hro.or.jp/birdbase/
北海道の水環境	http://envgis.ies.hro.or.jp/mizu_index.html